

## 「軽減税率対策補助金（レジ補助金）」の補助対象の拡大等について

### 1. 制度拡充の概要

#### (1) 補助対象の拡大

拡大前	拡大後
A型：複数税率対応レジ等の導入等 B型：受発注システムの改修等	A型、B型に加え、 <b>C型：区分記載請求書等への対応</b>
A型： ①レジ等の本体、対応するソフト ②レジ付属機器（レシートプリンタ等） ③設置に要する経費（商品マスタ設定費等） B型： ①電子的な受発注システム等の改修 ②パッケージ製品・サービスの導入に要する経費 等	A型： ①、②、③に加え、 <b>④券売機</b> B型： ①に「 <b>区分記載請求書等保存方式に対応する請求書管理機能の改修</b> 」を含む <b>C型：</b> ①区分記載請求書等保存方式に対応する請求書等の作成・発行を行うシステム等の開発・改修等に要する経費 ②パッケージ製品の導入に要する経費 ③対応する事務処理機器の導入経費

#### (2) 補助率の引上げ

引上げ前	引上げ後
2 / 3 以内 ※ 3万円未満のレジを1台のみ購入する場合は3 / 4 以内	<b>3 / 4</b> 以内 ※ 3万円未満のレジを1台のみ購入する場合は <b>4 / 5</b> 以内

(注) タブレット、PC、スマートフォン等の汎用端末の補助率は、1 / 2 のまま

#### (3) 補助対象事業者

旅館・ホテル等の一部の事業者に係る取り扱いについて、広く補助対象として認められるよう、制度の運用改善を行う。

### 2. 制度拡充の時期

上記1. (2) (3) については、2019年1月1日以降に申請されたものから適用。制度拡充後の公募要領、その他具体的な手続等については、準備が整い次第、軽減税率対策補助金事務局のホームページ (<http://kzt-hojo.jp/>) で公表する。

<ご参考>

軽減税率対策補助金の補助対象の拡大等を行います (中小企業庁ホームページ)

<http://www.chusho.meti.go.jp/zaimu/zeisei/2018/181225keigen.htm>